

令和2年度第2回埼玉県交通安全対策会議議事録

- 1 日 時 令和3年1月27日（水） 午前10時00分から10時40分まで
- 2 場 所 埼玉県県民健康センター 大会議室B
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 議事経過

(1) 開会

(2) 会長あいさつ（宍戸県民生活部副部長代読）

(3) 報告事項

令和2年の交通事故発生状況について

「資料1 交通事故発生状況」に基づき、小倉警察本部交通部理事官兼交通総務課長が報告した。

(4) 議事

議案1 第11次埼玉県交通安全計画（案）について

「資料2 第11次埼玉県交通安全計画（案）について」、「資料3 第11次埼玉県交通安全計画（案）」に基づき、横山県民生活部防犯・交通安全課長が説明した。

- 現計画が令和2年度で終了することから次期計画を策定する。
- 計画の目標は、年間の交通事故死者数を令和7年までに100人以下とすること、年間の重傷者数を令和7年までに1,500人以下にすることである。
- 計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。
- 交通安全対策の重点は、「高齢者及び子供の安全確保」、「自転車及び歩行者の安全確保」、「交通事故が起こりにくい環境づくり」で、現計画と同様の項目立てとなっている。
- 計画の概要（主な施策）については、資料2のとおりであるが、「第2章 交通安全思想の普及徹底」では、急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等、「第4章 車両の安全性の確保」では、先進安全自動車の開発・普及促進や高齢運転者への車両安全対策

の推進など、進化が著しい先進安全技術への対応を掲載している。

- また、「第2章 交通安全思想の普及徹底」では、自転車の安全利用の推進、「第7章 被害者支援の充実と推進」では、条例に基づく自転車保険の加入義務を念頭に自転車損害賠償保険の普及促進を埼玉県として別項目として取り上げている。
- 11次計画から新規に掲載した主な取組は以下のとおりである。

資料3 計画案の19ページ「第1章 道路交通環境の整備」「5 地域公共交通の確保・充実」では、高齢者等をはじめとする地域住民の移動手段の確保・充実を図ること。

38ページ「第2章 交通安全思想の普及徹底」「4 歩行者優先と正しい横断の徹底」では、横断歩道の歩行者優先のルールを交通安全教育や広報啓発活動等を通じて、運転者・歩行者双方に普及徹底していくこと。

41ページ同じく第2章の「7 急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等」では、衝突被害軽減ブレーキなどの先進技術をはじめとする各種技術について、ユーザーが過信することなく使用するよう、関係機関と連携して周知を図ること。
- 取組ではないが、新規にSDGsの取組を記載した。SDGsにおいては「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ターゲット3.6 2020年までに世界の道路交通事故による死傷者数を半減させる」との記載があることを踏まえ、本計画がこの理念の実現に貢献することを明記したものである。
- 策定に向けた今後の予定は、本日の会議において承認いただければ、11次計画（案）として県議会2月定例会に行政課題報告として報告する。その後、3月下旬ごろを目途に県民コメントを実施し、5月に予定している埼玉県交通安全対策会議において最終決定を行う予定である。
- 参考としている国計画の最終決定が3月末ごろであること、県民コメント等の結果を踏まえる必要があることなどから、本日配布した計画（案）から修正等が生じる可能性がある。
- 県議会2月定例会への行政報告については、基本的に本日の資料を基に行う予定であるが、今後公表される国計画の情報等により、本日の対

策会議から県議会への報告までの間に必要に応じて案の修正を行う可能性がある。その間の修正については、事務局に一任いただきたい。

[質疑応答等]

(委員：島田埼玉県会計管理者出納総務課長)

現行の10次計画の目標である「人口10万人当たりの交通事故死傷者数」はなぜ変更になったのか。

(事務局：横山県民生活部防犯・交通安全課長)

国の計画案においても、死者数及び重傷者数の2つの目標を設定していること、重傷者数は数値を正確に把握でき、かつ命に関わり優先度が高いと考えられ、重傷者数を減らしていこうとの観点から、重傷者数を新たに数値目標として設定した。

(委員：島田埼玉県会計管理者出納総務課長)

人口10万人当たりの考え方はどうなるのか。

(事務局：石藤県民生活部防犯・交通安全課主幹)

人口10万人当たりという考え方は、国の計画で示されている考え方ではなく、本県の人口が全国比で多いことを踏まえて設定した考え方である。

今回、国の目標が死傷者数から重傷者数に置き換わったことを踏まえ、県の目標と国の目標との関係をはっきりさせる観点から、10万人当たりという表現から変更を行った。

[審議結果]

「第11次埼玉県交通安全対策会議（案）について」は原案のとおり決定された。

議案2 埼玉県交通安全対策会議規則の改正について

「資料4 埼玉県交通安全対策会議規則の改正について」に基づき、横山県民生活部防犯・交通安全課長が説明した。

○ 埼玉県交通安全対策会議規則（以後、「規則」という。）第5条の規定により、対策会議の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しな

ければ、会議を開き、議決することができないと規定されている。

しかし、会議の議題が軽易な場合や会議の招集が実質的に困難な場合もあり運営上の課題となっている。そこで、規則を改正し書面により委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができるものとする。

○ 書面による議決の対象要件は、災害その他やむを得ない事由により会議を開くことができないとき、議決すべき事項が軽易なものであるときとする。

○ 書面による議決の成立要件及び議決要件は、原則規則第5条に規定されている会議開催時の要件に準ずるものとしているが、内容については埼玉県交通安全対策会議運営要綱に追加規定する。

成立要件は、委員の過半数が書面により意見を明らかにしなければ議決することができない、議決要件については、議事は書面により意見を明らかにした委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしている。

○ 適用時期については、4月1日を予定している。

○ 規則第9条により、議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名し、又は記名押印しなければならないと規定されている。現在全庁的に押印の見直しが検討されていることから、議事録の押印について見直される可能性もある。その際は、改正の手続きを事務局に一任いただきたい。

[質疑応答等]

なし

[審議結果]

「埼玉県交通安全対策会議規則の改正について」は、原案のとおり決定された。

(5) 閉会